



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

1周年を迎えて

4月となり、「社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング」も1周年を迎えることができました。これもひとえに、皆様方のご指導、ご支援のおかげと心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

これからのあおぞらコンサルティングは、少し時間をかけ、お客様の立場にたったより品質の高いサービスが提供できる集団、そして職員それぞれが自分のライフプランにあった働き方ができる集団を作りあげていきたいと考えております。具体的には、今年はお客様からの相談内容をはじめとする顧客情報管理、法改正・個別事案等の調査情報管理、そして業務ツール管理これらを、従来の人々の記憶に頼る部分を残した管理体制から、IT技術を活用したシステムチックな体制にシフトしていきたくと思っています。

職員一同、明るく、お客様へよりよいサービスのご提供ができるように、日々精進してまいります。今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

所長：池田 直子

法改正 情報

平成21年度に改正、施行が決まっている法律の中から、皆様に関係が深いと思われる事項をピックアップし、改正の概要をご案内いたします。昨今の経済、労働をとりまく状況を鑑みると、特に雇用保険では今後更なる改正も考えられます。新たな情報が入りましたら、皆様には逐次ご案内いたします。

労働関係

	改正点概要	施行時期
雇用保険	保険料率改定 一般の事業の場合: 1.5% 1.1% (会社負担: 0.7%、本人負担: 0.4%)	4月1日～ 4月1日～
	加入基準の拡大 短時間就労者等は6ヶ月の雇用見込みで加入義務(従来は1年以上) 再就職手当の支給額引き上げ	3月31日～
労災保険	保険料率改定(業種による) 平成21年度の概算保険料から新保険料率が適用されます。	4月1日～
年度更新	申告納付期間の変更 期間: 6月1日～7月10日 分割納付の場合の納期限 第1期: 7月10日 第2期: 10月31日 第3期: 翌年1月31日	
障害者雇用	障害者雇用率、企業グループ算定枠の拡大 従来の特例子会社に加え、一定の条件を満たした子会社を親会社に合算することも可能になりました。	4月1日～

社会保険関係

	改正点概要	施行時期
健康保険	出産育児一時金 42万円 に引き上げ (出産した病院によっては39万円の場合もあります)	10月1日～
	協会けんぽの保険料率改定 (現在の全国一律の8.2%から都道府県毎に保険料率が設定されます)	9月分から
厚生年金保険	保険料率の改定 (15.35% 15.704%)	9月分から